



平成 30 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 土田 伸治
(コード：5269 東証第1部)
問い合わせ先 取締役常務執行役員 今井 昭一
(TEL 03-3452-1025)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 株主総会および取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、株主総会および取締役会の招集者および議長に関する規定につきまして、所要の変更を行うものであります（現行定款第 14 条、第 28 条）。
- ② 経営体制の見直しを行い、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、現行定款における一部文言および表現の修正・追加等、所要の変更を行うものであります（現行定款第 23 条）。
- ③ 一部文言および表現の修正を行うものであります（現行定款第 6 章）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集しその議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。 <u><新設></u> <u><新設></u>	第 3 章 株主総会 (招集権者及び議長) 第 14 条 <u>株主総会は、取締役会の決議にもとづいて代表取締役がこれを招集する。</u> <u>2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長、又は取締役社長がこれに当たる。</u> <u>3. 議長となるべき者に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (会長)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、<u>会長1名</u>を置くことができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第28条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集しその議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、<u>会長、社長</u>を置くことができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第28条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役会長、又は取締役社長がこれに当たる。</u></p> <p>3. <u>議長となるべき者に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>第6章 <u>監査役、監査役会及び会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成30年6月28日(予定)
平成30年6月28日(予定)

以 上